

高齢者虐待防止に関する指針

特別養護老人ホーム 牧場の朝

1. 高齢者虐待防止に関する考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

特別養護老人ホーム 牧場の朝では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする

2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待を『高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と広く捉える。

< 高齢者虐待の種類 >

- (1) 身体的虐待: 入居者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- (2) 心理的虐待: 入居者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の入居者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 介護の放棄: 放任、入居者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の入居者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (4) 性的虐待: 入居者に猥褻な行為をすること。又は入居者に猥褻な行為をさせること。
- (5) 経済的虐待: 利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むに当たって「身体拘束虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する設置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する

(2) 委員会の構成

委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 施設長（施設全体の管理責任者）
- ② 看護職員（医療・看護面の管理）
- ③ 介護職員（日常的なケアの現場の管理）
- ④ 介護支援専門員（計画立案）

- ⑤ 生活相談員（家族・関係機関との連絡調整）
- ⑥ 機能訓練指導員（身体機能保持）
- ⑦ 管理栄養士（食事・食品衛生面の管理）
- ⑧ 事務職員（事務）
- ⑨ その他施設長が必要と認める者（施設外専門家等）
 - ・委員は施設長がこれを任命する
 - ・委員長は構成員より決定する

(3) 委員会の開催

- ・委員会は年2回以上開催する
- ・虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
 - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
 - ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関する事
 - ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
 - ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
 - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事
- ### (5) 高齢者虐待防止の担当の選任
- ・高齢者虐待防止担当者は委員長とし施設長がこれを任命する

4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新入職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3（4）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 入居者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、身体拘束虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに身体拘束虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 入居者等に対する指針の閲覧

職員、入居者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、施設内へ備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する

10. 指針等の見直し

(1) 記録の保管

身体拘束虐待防止委員会の新規内容等、施設内における身体拘束虐待防止に関する諸記録は、5年間保管する。

(2) 指針等の見直し

本指針および身体拘束虐待防止に関するマニュアル類等は、身体拘束虐待防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

11. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める

平成 23 年 12 月 1 日施行

平成 26 年 8 月 1 日（改）

平成 30 年 4 月 1 日（改）

令和 3 年 8 月 1 日（改）

令和 6 年 4 月 1 日（改）